**旅館業法に係る新規申請手続き**

□旅館業許可申請書

□申請者の宣誓書

□手数料（24,570円）

□営業施設の構造設備が分かる図面

□営業施設の設置場所の周囲150ｍが分かる地図

□水道水以外を使用する場合は、使用水の水質検査成績書

□法人の場合は、定款又は寄付行為の写し

□消防法令適合通知書

□検査済証の写し

**変更等の手続きについて**

|  |  |
| --- | --- |
| 旅館の構造設備を変更した | 「変更が分かる施設の図面」を添付して変更届出書を提出して下さい。  なお、大規模な構造設備の変更の場合、新規で許可を取り直す必要があることがあります。 |
| 法人の代表者が替わった | 変更届出書に「代表者の変更が分かる書類（法人の登記簿謄本あるいは全部履歴事項証明書）」と「宣誓書」を添付して提出して下さい。 |
| 施設の名称を変更した | 変更後の名称を記入して変更届出書を提出して下さい。 |
| 旅館業を廃止（休止）した | 廃業届書（休止届書）を提出して下さい。 |
| 営業者が死亡した | 承継手続きあるいは新規で申請が必要です。 |

**旅館業の手続きと同時に申請が必要なものはありませんか**

|  |  |
| --- | --- |
| １　食事を提供する | 食品衛生法に基づく営業許可申請が必要です。 |
| ２　温泉を利用する | 温泉法に基づく温泉の利用許可申請が必要です。 |
| ３　宿泊者以外が浴場を利用する | 公衆浴場法に基づく営業許可申請が必要です。 |
| ４　動物と一緒に宿泊する | 動物愛護法による動物取扱業の登録が必要です。 |
| ５　水質汚濁防止法に基づく届出 | 特定施設としての届出が必要です。 |

申請手続きの流れ

保健所への事前相談

工事着工前に保健所へ旅館業に係る相談をして下さい。

旅館としての建築基準を満たしていますか

消防法令に適合しているかの確認はとれていますか

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 機関名 | 所在地 | 電話番号 | FAX |
| 京都府丹後土木事務所 | 京都府宮津市字吉原2586－2 | 0772-22-3244 | 0772-22-3250 |
| 京丹後市消防本部 | 京都府京丹後市峰山町丹波826番地の1 | 0772-62-0119 | 0772-62-6119 |
| 宮津与謝消防本部 | 京都府宮津市字須津413番地26 | 0772-46-6119 | 0772-46-6120 |
| 京都府丹後保健所 | 京都府京丹後市峰山町丹波866 | 0772-62-1361 | 0772-62-4342 |